

2 2 陳 情 第 7 号	新宿消費生活センター分館入口の「桜」の保護に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 2 年 2 月 2 2 日 受 理、平成 2 2 年 2 月 2 6 日 付 託
陳 情 者	新宿区西新宿————— ————— 会長 ————— ほか——名
<p>(要 旨)</p> <p>区として既存銘木の桜を「早稲田ヶ丘の碑」のある由緒ある場所に残してください。</p> <p>(理 由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 消費生活センター分館とリサイクル活動センターの跡地に、建築を予定している設計では桜は、移植または伐採される場合もあると、1月23日の区主催の説明会でお話しがありました。 近隣の方は切らないでほしいと要望されました。 当団体でも運営委員会で桜の保護を要望することにしました。 既存銘木の桜は江戸の文化遺産早稲田ヶ丘の地で人々に潤いを与えてきました。この地になくてはならない存在です。 「新宿区みどりの基本計画」を平成 2 1 年 2 月に改定し「緑化計画」として「緑化率の将来目標達成に向けた取り組み」をはじめています。 この既存樹木「桜」の保護はこの計画にも沿うと考えます。 「新宿区みどりの条例」も施行されています。民間の樹木には既存樹木の指定、保護の規程があります。この「早稲田ヶ丘のみごとな桜」は保護指定に値すると考えます。 早稲田ヶ丘は、昔は桜の名所であり地域の人により植林され、護られてきたとのこと。ここに立つ建物を使う課は環境関係もあるとお聞きしました。 環境を守る立場の課なら既存樹木の保護はすべきではないでしょうか。 	